

「食用塩の表示に関する公正競争規約」の概要

1 対象

(1) 事業者

食用塩の製造業者，輸入販売業者及び食用塩の製造を他に委託して自己の商標又は会社名を表示して販売する事業者

(2) 商品

食用塩

2 主な内容

食用塩の容器又は包装に表示する必要表示事項，特定事項の表示基準，特定用語の使用基準，不当表示事項，公正マーク（会員証紙），公正取引協議会の事業内容等を規定する。

(1) 必要表示事項

名称，原材料名，内容量，原産国名，事業者名等を一括して表示すること，製造方法の特性を表示すること等を義務付ける。

(2) 特定事項の表示基準

「の塩」(は地域名)等の特定の地域名又は地域的特徴を意味する事項を表示する場合，「にがり」，「海洋深層水」を使用している旨を表示する場合等の基準を定める。

(3) 特定用語の使用基準

「天日塩」，「焼き塩」，「天然」，「自然」，「特級」，「特選」等の用語を表示する場合の基準を定める。

(4) 不当表示事項

ミネラルの含有量が豊富であることを意味する表示をすること，健康，美容等に効能・効果があるかのような表示をすること等を禁止する。

(5) 公正マーク（会員証紙）

会員は，規約に従い適正な表示をしている食用塩の容器，包装等に「公正マーク」を表示できることとする。

公聴会における主な意見の概要及びそれらに対する考え方

1 製法表示（規則案第3条第1項）について

意見の概要	考え方
<p>製法表示制度は評価できるが、この工程表に該当する用語がない場合には、協議会の承認を得て、適切な用語を使用することができると思われるところ、製法表示制度の運用（新たな工程の承認）に当たっては、いたずらに用語を増やすことのないようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>新たな工程の承認に当たっては、御指摘を踏まえ、今後設立される食用塩公正取引協議会（仮称、以下同じ。）において、慎重に対応することとしています。</p> <p>また、「加熱噴霧」については、御指摘を受け当該工程に関する記載内容を正確な表現に修正しました。</p>
<p>製法表示制度の運用（新たな工程の承認）に当たっては、中小事業者の創意工夫による工程が表示できるよう柔軟な対応を望む。また、工程表の「加熱噴霧」の用語については、「噴霧乾燥」など適切に表現する用語に修正していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【関連事業者】</p>	

2 海洋深層水を使用している旨の表示基準（規約第4条第1項第3号）について

意見の概要	考え方
<p>海洋深層水の使用によって優良性を表示する場合は、協議会の承認の上、表示することとなっているが、審査に当たっては、専門家の意見を聞くなど公正に厳しく運用してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>御指摘を踏まえ、食用塩公正取引協議会において、規約を厳正に運用していくこととしています。</p>

3 「天然」、「自然」等の用語の使用基準（規約第5条第5号）について

意見の概要	考え方
<p>「天然」、「自然」は塩を直接修飾しなくても優良誤認を招きやすいので、「ピュア」、「純粹」とともに禁止にしてほしい。また、キャッチコピー等の中での使用も規制すべき。</p>	<p>天然、自然等の用語については、塩製品の場合は製法の特性を示す用語として、「天然塩」、「自然塩」などと使用されるケースが多かったので、本規約において製法表記を導入すること</p>

【消費者団体】	に伴い、このような使用を制限することとしたものです。「自然に囲まれた沖縄で製造しました」などのように、消費者が特に誤認するおそれのない表現も想定されるので、すべて禁止する必要は認められず、原案を維持することが適当であると考えます。
---------	---

4 「特級」、「特選」等の用語の使用基準（規約第5条第6号）について

意見の概要	考え方
<p>「特級」、「特選」については、規約案のように事業者ごとの基準とした場合には、単品メーカーは永久にこの用語を使えなくなるので、公正な競争という観点からは使用禁止とするか、明確な数量基準により「特級」等の用語のルール化をしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【関連事業者】</p>	<p>食用塩公正取引協議会において、食用塩の表示の信頼性の向上及び公正マークの適正な運用を確保するため、公正マークの使用について事前審査制度を導入する予定であり、その中で、「特級」、「特選」等の特定用語についても、御指摘の点を踏まえ、厳正な審査を行っていくこととしています。</p>
<p>「特級」、「特選」は、比較する商品名と優れている点を併せて表記するように望む。また、比較する商品が販売されなくなった場合には使用を禁止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>また、「特級」、「特選」等の用語を使用する要件として「同種の商品を販売している場合」としているため、比較する商品が販売されなくなった場合には、これらの用語を使用することはできないものと考えます。</p>

5 周知徹底について

意見の概要	考え方
<p>製法に関する用語が難解であるところ、消費者及び会員はもちろんのこと、非会員に対しても規約の内容を十分に周知してほしい。また、公正マークは消費者の商品選択の目安となることから、「公正マーク」商品の普及を図るとともに、規約違反に対しては厳しく対処してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>規約の内容については、消費者の理解を深めるように、食用塩公正取引協議会においてパンフレット、ホームページ等における広報に努力していくこととしています。</p> <p>また、Q & Aを作成して会員への周知を徹底するとともに、規約違反に対しては厳正に対処していくこととしています。</p>